

令和8年度 滋賀県知事選挙等啓発業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、令和8年度における滋賀県知事選挙等啓発業務の委託契約予定者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 委託業務の内容

令和8年度滋賀県知事選挙等啓発業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 契約期間

契約締結日から滋賀県知事選挙の選挙期日（令和8年7月5日予定）まで

4 上限額

24,640,000円（消費税および地方消費税を含む。）

※ 本業務を履行するすべての経費を含む。

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

ア 営業種目

大分類「役務」、中分類「広告」

イ 地域要件

問わない。

※ なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

(5) その他参加する者に必要な資格

- ① 下記6の説明会に参加した者であること。
- ② テレビCMおよびポスターの両方を企画・制作した実績があること。

(6) 本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記8(3)に示す期限までに、8(1)に示す書類を提出し、プロポーザルに参加するために必要な資格および実績を有していることの確認を受けること。

6 説明会の開催

本業務委託の説明会を開催する。

※説明会の出席は、当該公募型プロポーザルの参加要件となるので、本公募型プロポーザルに参加しようとする事業者は必ず参加すること。

- (1) 日時 令和8年4月17日(金)10時00分から
- (2) 場所 県庁北新館 5-B会議室(大津市京町四丁目1番1号)
- (3) 申込 本説明会への参加を希望する者は、原則として令和8年4月15日(水)17時までに、滋賀県総務部市町振興課(連絡先は下記12参照)あてに、電話、ファクスまたは電子メールにより、社名、担当者名、参加人数、電話番号を連絡すること。

7 公募型プロポーザルに係る質問および回答

本プロポーザルに関する質問は、説明会における質疑のほか、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付方法 質問票(別添様式3)により、電子メールまたはFAXで受け付ける。
電話または口頭による質問は受け付けない。
なお、電子メールまたはFAXを送信した場合は、必ず電話で連絡すること。
- (2) 受付先 滋賀県総務部市町振興課(連絡先は下記12参照)
- (3) 受付期限 令和8年4月17日(金)17時(必着)。
- (4) 回答方法 期間中に提出された全ての質問を取りまとめて、全ての説明会出席者に対して電子メールまたはファクスにより回答する。
- (5) 回答期日 令和8年4月20日(月)17時を目途に回答する。

8 参加申込書等の提出

(1) 提出書類および提出部数

提出書類	提出部数
① 参加申込書 (<u>別添様式 1</u>)	1 部
② テレビCMおよびポスターの企画・制作に関する実績調書 (<u>別添様式 2</u>)	1 部
<p>③ 添付書類 (該当する場合は、関係書類を添付すること。)</p> <p>ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けていること、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</p> <p>イ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしていること。</p> <p>ウ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当すること。</p> <p>①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であつて法定雇用率が達成されていること。</p> <p>②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であつて障害者を雇用していること。</p> <p>③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。</p> <p>④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</p> <p>エ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。</p> <p>オ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けていること。</p> <p>①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証</p> <p>②一般財団法人持続性推進機構 (平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター) の実施するエコアクション 21 の認証・登録</p> <p>③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録</p> <p>④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証</p>	各 1 部

- (2) 提出先 滋賀県総務部市町振興課（所在地は下記 12 参照）
- (3) 提出期限 令和 8 年 4 月 21 日（火）17 時（**必着**）。
 ※ 土曜日および日曜日を除き、各日 9 時から 17 時まで受け付ける。
- (4) 提出方法 持参または郵送による。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加申込書を提出した者は、次の書類を作成し提出すること。

(1) 提出書類等

	提出書類	記載事項等	①頁数 ②提出部数
1	企画提案書 等提出書 (別添様式 4)	様式の必要事項を記載する。	① 1 頁 ② 1 部
2	企画提案書 1 (様式任意)	<p>【提案全体】 企画提案全体のコンセプト、狙い、タレントやキャラクターの概要（使用する場合のみ）等を記載する（1 案のみ提案可）。</p> <p>【テレビCM】 仕様書 5（1）記載のテレビCM（事前編）について、企画のポイント等を記載する（1 案のみ提案可）。 また、当該テレビCMの絵コンテを添付する（1 案のみ提案可）。</p> <p>【ポスター】 仕様書 5（4）記載の「ア：選挙啓発ポスター」について、企画のポイント等を記載する（1 案のみ提案可）。 また、当該ポスター（タテ）のデザイン案を添付する（1 案のみ提案可）。</p> <p>【集客施設等での広告】 仕様書 5（7）記載の集客施設等での広告について、企画の内容や企画のポイント</p>	<p>①20 頁以内 （表紙を除く。）</p> <p>② 6 部 （正本 1 部、 副本 5 部）</p> <p>※ 正本 1 部は、社名を記載することとし、<u>副本 5 部には、社名、ロゴ等は一切記載しないこと。</u></p>

		<p>等を記載する（1案のみ提案可）。</p> <p>【啓発物品】</p> <p>仕様書5（8）記載の「ア：企画提案による啓発物品」について、具体的な品目、企画のポイント等を記載する（2品目まで提案可）。</p> <p>また、当該啓発資材のデザイン案を添付する（1品目につき1案のみ提案可）。</p> <p>【若年層向け啓発】</p> <p>仕様書5（9）記載の若年層向けの啓発について、具体的な内容、企画のポイント、実施日、期待できる効果等を記載する（1案のみ提案可）。</p> <p>【その他の啓発】（任意）</p> <p>仕様書5（10）記載のその他の啓発について提案があれば、その概要、企画の狙い、ポイント、期待できる効果等を記載する。</p> <p>【スケジュール】</p> <p>仕様書記載の各啓発事業の企画・制作等のスケジュールを記載する。</p>	
3	企画提案書2 (別添様式5)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書5の各委託業務にかかる放送本数、掲載期間、掲載回数等を別添様式5に基づき記載すること。 	<p>①ー</p> <p>②1部</p>
4	経費見積書 (様式任意)	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書に示す全ての企画・制作等に要する経費を計上すること。 各啓発素材別に経費の内訳が分かるように記載すること。 消費税および地方消費税を含むこと(税額を明示すること)。 	<p>①ー</p> <p>②1部</p>

※留意事項

- 各提出書類は、全てA4サイズ（縦づかい・横づかい自由）とする。
- 各提出書類は、一部ずつ1～4の順に編綴すること。

- ・ 各編綴にはクリップを使用し、ステープラやパンチは使用しないこと。

(2) 提出先 滋賀県総務部市町振興課（所在地は下記 12 参照）

(3) 提出期限 令和 8 年 5 月 11 日（月）12 時（必着）

※ 土曜日、日曜日および祝日を除き、各日 9 時から 17 時まで受け付ける。

(4) 提出方法 持参または郵送による。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法に限る。

10 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査概要

企画提案書等をもとに、当課が設置する審査会による審査を経て委託先を選定する。審査会では、企画提案者による企画書のプレゼンテーションを実施する。

(2) 審査会

当課および関係課の 4 名の委員をもって設置する。提案された企画提案書等を、次の評価項目により総合的に審査する。

(3) 審査基準

評価項目	着 眼 点	評価点
1 企画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的を的確に捉えた企画構成であるか。 ・ 啓発効果を高めるための話題性が期待できる企画構成であるか。 ・ 各業務が効果的に啓発されるよう放送本数、掲載期間、掲載回数等が十分に確保されているか。 	40点
2 表現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表現は分かりやすく適切か。 ・ 特定の候補者や政党等を連想させ、有利不利となるような表現がないか。 	30点
3 デザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見やすいビジュアル、レイアウト構成になっており、デザイン面での工夫がされているか。 	30点
4 訴求性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有権者（特に 18 歳・19 歳、20 歳代）への訴求を効果的に行えるような内容になっているか。 	30点
5 独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の啓発に関する企画提案は効果的な内容であるか。 	20点
6 経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積価格は適正かつ経済的に積算されているか。 	20点

	・仕様書に記載の内容が見積内容に含まれているか。	
7 啓発物品	・効果的な啓発物品の提案であるか。	10点
8	県内に本店を有する事業者であるか。	5点
9	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか。 または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	3点
10	高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	3点
11	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	3点
12	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか。または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	3点
13	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 ③特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	3点
合 計		200点

(4) プレゼンテーションおよび審査会の日時等

① 期日

令和8年5月12日（火） ※時間および場所は、別途連絡する。

② プレゼンテーションの実施方法

- ・ 出席者は1提案者につき3名以内とする。
- ・ 1提案者あたりの持ち時間は25分（説明20分、質疑応答5分）を予定し、当課から連絡した時間から順次、個別に行うものとする。
- ・ プレゼンテーションは、提出された企画提案書等に基づき実施する。

なお、企画提案書等の内容を拡大したボード等の持込みおよび使用はできるものとするが、追加提案や追加資料の配付は認めない。また、パソコンやプロジェクター等の利用も認めない。

(5) 契約予定者の決定方法等

① 決定方法

審査会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等および提案者によるプレゼンテーションにより審査を行い、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かった者を当該業務の契約予定者とする。

ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

② 審査結果

審査結果は、企画提案書等を提出した者全員に、文書で通知する。

なお、審査経過や審査結果に関する質問・異議等は受け付けない。

(6) 審査対象の除外

次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外する。

- ① 「5 参加資格」に該当しない場合
- ② 提出された経費見積書（消費税および地方消費税含む。）の金額が「4 予定価格」で定める金額を超える場合
- ③ 定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
- ④ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど、上記9（1）の提出書類等に適合しない場合
- ⑤ 提出書類に虚偽の記載内容があった場合
- ⑥ 審査会におけるプレゼンテーションを実施しない場合
- ⑦ 企画提案書等の記載内容に実現ができない項目が含まれていることが判明した場合
- ⑧ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正な行為があった場合

11 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (4) 使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (5) 契約の締結については、選定した契約予定者と滋賀県とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、契約予定者と県との協議により最終的に決定する。
- (6) 採用後の企画・制作等の実施にあたっては、滋賀県と十分協議を行って進めること。
- (7) 採用された企画案でも、本業務の達成のために、制作過程において協議の上、内容の変更を行う場合があること。
- (8) 採用された企画案、本業務に基づき制作された成果物に関し、全ての著作権は滋賀県に帰属するものとし、滋賀県の判断で自由に使用し、または使用させることができるものとする。
- (9) 業務の履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。万一、著作権上の問題が生じた場合は、滋賀県に不利益が生じないように受託者において処理すること。
- (10) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の受託者において行うこと。
- (11) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら滋賀県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (12) 本仕様書で示す啓発事業のほか、本業務で制作する成果物を使用した啓発事業を行う場合があるので、受託者は滋賀県の求めに応じて必要なデータ等を提供すること。

12 企画提案書等の提出先および問合せ先

滋賀県総務部市町振興課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3239

FAX:077-528-4820

e-mail:senkan@pref.shiga.lg.jp